

令和8年度 夏休み放課後児童特別教室案内事項

1 目的

放課後児童教室は、放課後や長期休暇中、保護者が就労や疾病等により昼間家庭にいない小学生に対し、適切な生活や遊びの場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として実施しています。

2 対象児童：夏休み放課後児童特別教室の利用申込みができる方

夏休み放課後児童特別教室を利用できる児童は下記基準に該当していることが条件となります。

清水町放課後児童教室入所基準

清水町内に住所を有し、町内の小学校に通学している児童（1年生～6年生）で、同一住所（同一敷地内等）に居住する全ての大人（令和8年4月1日時点において20歳以上65歳未満）が以下のいずれかに該当し、下校後に児童を保育することができないと認められる場合に限りです。

1 就労

昼間、家庭の外で1日実勤5時間以上、月16日以上勤務していること。（残業時間は含まない。）
農業等自営業の場合は、同様の状況であることが証明できること。

2 疾病

疾病、負傷又は心身に障害のある場合であること。

3 出産

出産にともなう産前産後休業中（出産予定月の3か月前から出産月の3か月後以内）であること。

4 親族の介護

同居の親族に、長期にわたる病人や心身に障害のある者がいて、保護者が常時その看護にあっていること。（1名に限る。）

5 その他

特に保育に欠けていると認めた場合。

3 開設日・開設時間

夏休み期間中の月曜日～金曜日及び土曜日の午前7時30分から午後6時30分まで
（土曜日については、土曜日に勤務があるなどの入所要件に該当している場合に限る。）

※休所日について

日曜日及び国民の祝日、並びに、気象警報等が発令されている場合

※気象警報等による休所の詳細につきましては、運営事業者側から入所日初日に説明があります。

4 実施会場

(1)清水小・南小の児童

清水南小学校体育館内会議室等（清水町湯川182番地の1）

※ 申込人数が少ない場合は、各校の放課後児童教室施設を会場とします。

(2)西小の児童

清水西小放課後児童教室（第1・第2）

5 保護者負担金（夏休み期間中）

9,300円（保育料＋おやつ代）＋傷害保険料（200円～300円程度）

※傷害保険は運営事業者が加入するものであり、金額の詳細については後日お知らせします。

6 募集定員

30人程度

※既存施設の定員の空き状況により多少前後する場合がございます。

7 募集期間

令和8年5月1日（金）から令和7年5月29日（金）まで

8 提出場所

受付期間内（土・日・祝を除く）の14時から18時までの間に、通学する小学校の敷地内にある放課後児童教室に提出

9 放課後児童教室の利用について

- (1) 登所後、宿題の時間は設けますが、学習指導は行いません。
- (2) 夏休み放課後児童特別教室については、お弁当または給食の選択制となります。（自分でお弁当を買って来させることはしないようにしてください。）
- (3) 送迎は保護者同伴のもとでお願いします。
- (4) 夏休み期間中は午前7時30分から開所します。開所時間前は利用できませんので御承知願います。また、登所については午前9時までをお願いします。（何らかの理由で遅れる場合は、必ず放課後児童教室に御連絡願います。）
- (5) 閉所時間は18時30分です。閉所時間までに保護者の迎えをお願いします。迎えが遅れる場合は、必ず放課後児童教室に連絡願います。（18時30分を過ぎますと、延長料金が発生しますので御注意願います。）
- (6) 欠席する場合は必ず放課後児童教室に御連絡願います。また、体調不良時には無理に登所させず休ませてくださいますようお願いいたします。
- (7) 災害時に備え、学校で使用している防災頭巾を持参するようお願いします。（教室開所期間中は防災頭巾を置いて帰っても構いません。）

10 事故対策について

保育中は、常に児童の安全に細心の注意を払い事故防止に努めていますが、万一不慮の事故にあった場合は、保険の範囲内での補償となります。

また、事故や怪我などが発生した場合には、申請書の緊急連絡先に迎えをお願いしますので、緊急連絡先に変更が生じた際には、必ず放課後児童教室へ御連絡願います。

11 その他

- (1) 土曜日など保護者の勤めが休みで在宅の場合はお預かりできません。
- (2) 児童を安全にお預かりできるよう、特別に注意が必要なことは申請書に必ず御記入願います。

- (3) 障害の程度によりお預かりできない場合がございます。
- (4) 他の児童に危害を加えたり、暴力をふるうなど、放課後児童教室の運営に支障が出た場合には、児童の利用を中止にさせていただく場合がございます。

添付書類について

1 「入所を必要とする理由」を証明するための書類

同一住所（同一敷地内等）に居住する全ての大人（令和8年4月1日時点において20歳以上65歳未満）の「入所を必要とする理由」に応じて、それを証明する書類を入所申込書と一緒に提出してください。

（提出がない場合は利用資格を確認することができないため、入所不可になりますので、必ず全ての大人の書類を作成してください。）

なお、各証明書類は発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

入所を必要とする理由	提出書類	備 考
就 労	就労証明書 【別紙様式】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社に勤務している方は、就労証明書【別紙様式】を事業主に記入してもらってください。 ・ シフト勤務の場合は、直近1か月のシフト表の写しを添付してください。 ・ 自営業の場合は、ご自身で記入し、登記簿謄本、開業届又は確定申告書類等の写しを添付してください。
就 学	在学証明書 就学時間の分かる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在学証明書（入学・合格通知の写しでも可）は、各学校の様式のを添付してください。 ・ カリキュラムなど就学時間（時間割）の分かる書類を提出してください。
出 産	母子手帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産予定日が記入されているページと、お母様の名前が記載されているページの写しを提出してください。
長期疾病	稼働状況報告書 （通院者用） 【別紙様式】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 稼働状況報告書（通院者用）に記入するとともに、裏面に病院で証明を記入してもらってください。
親族の介護	介護等を必要とする方の診断書又は身体障害者手帳等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診断書には、「介護等が必要なため、児童の放課後の適切な保護が困難である」との記載と「治療期間」を記入してもらってください。 ・ 身体障害者手帳等の氏名及び等級が記載されているページの写しを提出してください。

2 障がいのある方

障害認定をされている方については、手帳の写しを提出してください。障害認定をされていない場合（現在通院中等）は、診断書を提出してください。

3 その他

ご不明な点がございましたら、役場こども未来課児童育成係（055-981-8227）にお問い合わせください。

